

○千葉県県税条例（平成19年3月16日条例第1号）

（自動車税の課税免除等）

第七十四条 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する救急自動車その他これに類するもので規則で定めるものに対しては、自動車税を課さない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。
 - 一 商品であって使用しない自動車
 - 二 消防専用自動車及び救急専用自動車
 - 三 学校教育法第一条に規定する学校において専ら学生又は生徒の教育練習の用に供する自動車
- 3 第一項又は前項第三号に該当する自動車について自動車税（同号に該当する自動車にあつては、種別割に限る。）の課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする事由その他必要な事項を記載した届出書に当該自動車が第一項又は前項第三号に該当することを証する書類として規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定により自動車税（同項各号に該当する自動車にあつては、種別割に限る。）の課税免除を受けた者は、その自動車が第一項に規定する自動車又は第二項各号に掲げる自動車ではなくなった場合においては、直ちにその旨を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割の減免）

第七十四条の六 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境性能割を減免する。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関が取得した自動車
で、救急自動車及びへき地巡回診療の用に供するもの
 - 二 身体に障害を有し歩行が困難である者で規則で定めるもの又は精神に障害を有し歩行が困難である者で規則で定めるもの（以下「身体障害者等」という。）が取得した自動車で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 専ら身体障害者等が自ら運転（その者が自動車の運転に関する技能の教習を受ける者（第六項において「技能教習を受ける者」という。）である場合には、当該技能の教習を受けるための運転を含む。）をする自動車
 - ロ 専ら身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車
 - ハ 専ら身体障害者等（その世帯が身体障害者等のみで構成されている者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車
 - 三 身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 前号イ又はロに該当する自動車
 - ロ 専ら身体障害者等（単身で生活する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車
 - 四 前二号に該当する自動車以外の自動車で、構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのもの
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車（前項二号から第四号までのいずれかに該当するものを除く。）に対しては、当該自動車の通常の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者等が運転するための構造変更（特別の仕様を含む。以下この項において同じ。）に要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を減免する。
- 一 構造上身体障害者等の利用に供するための自動車
 - 二 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のもの
- 3 身体障害者等に係る第一項二号又は第三号に該当する自動車が二台以上ある場合における同項の規定による環境性能割の減免は、当該自動車のうち一台（当該自動車のうちに、第八十条第一項第一号又は第二号の規定により種別割の減免を受ける自動車がある場合は、当該自動車）に限り行う。
- 4 身体障害者等に係る第一項二号又は第三号に該当する自動車について、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定は、適用しない。

- 一 既に当該身体障害者等について第八十条第一項第一号又は第二号の規定により種別割の減免を受けている自動車がある場合（当該自動車について種別割の賦課期日後に所有者の変更があった場合を除く。）
 - 二 既に当該身体障害者等について身体又は精神の障害を理由として他の地方団体の自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割の課税免除又は減免を受けている自動車がある場合（当該自動車について自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割の賦課期日後に所有者の変更があった場合を除く。）
- 5 第一項又は第二項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、法第六十条第一項に規定する期限の翌日から起算して一月を経過する日までに、減免を受けようとする事由その他必要な事項を記載した申請書に当該自動車が第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当することを証する書類として規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 6 第一項第二号又は第三号に該当する自動車について環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる書類にあっては、当該書類を複写機により複写したものの提出をもって当該書類の提示に代えることができる。
- 一 運転者に係る道路交通法第九十二条の規定により交付された運転免許証（技能教習を受ける者にあっては、その者であることを証明する書類）
 - 二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十条の規定により交付された自動車検査証
 - 三 障害の程度を証する書類として規則で定める書類

（種別割の減免）

第七十九条 知事は、天災その他の災害による被害を受けたことにより運行の用に供することができなくなった自動車については、運行の用に供することができなくなった月の翌月から（当該自動車が再び運行の用に供された場合は、当該運行の用に供された月までに限る。）、月割をもって、種別割を減免する。

- 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、災害のやんだ日（当該種別割に係る自動車が再び運行の用に供された場合は、災害のやんだ日又は当該運行の用に供された日のうちいずれか遅い日）から二月以内に、減免を受けようとする事由その他必要な事項を記載した申請書に当該種別割に係る自動車が同項に該当することを証する書類として規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

第八十条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を減免する。

- 一 身体障害者等が所有する自動車で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 専ら身体障害者等が自ら運転（その者が自動車の運転に関する技能の教習を受ける者（第六項において「技能教習を受ける者」という。）である場合には、当該技能の教習を受けるための運転を含む。）をする自動車
 - ロ 専ら身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車
 - ハ 専ら身体障害者等（その世帯が身体障害者等のみで構成されている者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車
 - 二 身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 前号イ又はロに該当する自動車
 - ロ 専ら身体障害者等（単身で生活する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車
 - 三 前各号に該当する自動車以外の自動車で、構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのもの
 - 四 道路交通法第九十九条第一項の規定により千葉県公安委員会が指定した指定自動車教習所の経営者が所有する自動車で、同項に規定する教習の用にのみ供するもの
 - 五 公益のため直接専用される自動車で規則で定めるもの
 - 六 前各号に掲げるもののほか、特別の事情がある自動車で規則で定めるもの
- 2 前項の規定による種別割の減免は、第五項に規定する期限までに申請があったものについて、当

- 該申請に係る年度の種別割（納期限後に申請があったものについては、減免を受けようとする事由が発生した月の翌月以降の期間に係る種別割に限る。）について行う。
- 3 身体障害者等に係る第一項第一号又は第二号に該当する自動車は二台以上ある場合においては、同項の規定による種別割の減免は、当該自動車のうち一台に限り行う。
 - 4 身体障害者等に係る第一項第一号又は第二号に該当する自動車について、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定は、適用しない。
 - 一 既に当該身体障害者等について第一項第一号又は第二号の規定により種別割の減免を受けている自動車がある場合
 - 二 既に当該身体障害者等について身体又は精神の障害を理由として他の地方団体の自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割の課税免除又は減免を受けている自動車又は軽自動車がある場合
 - 5 第一項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限又は減免を受けようとする事由が発生した日の翌日から起算して一月を経過する日のうちいずれか遅い日までに、減免を受けようとする事由その他必要な事項を記載した申請書に当該自動車が同項各号のいずれかに該当することを証する書類として規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - 6 第一項第一号又は第二号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる書類にあっては、当該書類を複写機により複写したものの提出をもって当該書類の提示に代えることができる。
 - 一 運転者に係る道路交通法第九十二条の規定により交付された運転免許証（技能教習を受ける者にあつては、その者であることを証明する書類）
 - 二 道路運送車両法第六十条の規定により交付された自動車検査証
 - 三 障害の程度を証する書類として規則で定める書類
 - 7 第一項の規定により種別割の減免を受けようとする年度の前年度において同項の規定による種別割の減免を受けていた自動車について、当該年度の賦課期日において第五項の申請書に記載した事項に異動がないと知事が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該年度の納期限までに同項の申請書の提出があったものとみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。
 - 8 第一項の規定により種別割の減免を受けた者は、その自動車が同項各号に掲げる自動車ではなくなった場合においては、直ちにその旨を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

○千葉県県税条例施行規則（平成19年3月30日規則第37号）

（条例第七十四条第一項の規則で定める自動車）

第五十条 条例第七十四条第一項に規定する規則で定める自動車は、次の各号に掲げる自動車とする。

- 一 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
- 二 血液事業の用に供する自動車
- 三 救護資材の運搬の用に供する自動車
- 四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める自動車

（自動車税課税免除届出書の添付書類）

第五十一条 条例第七十四条第三項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の写し
- 二 条例第七十四条第二項第三号に規定する自動車にあっては、私立学校法（昭和二十四年法律第百七十七号）第三十条第一項に規定する寄附行為の写し又は登記事項証明書並びに最終の事業報告書及び事業計画書

（環境性能割の減免申請書の添付書類）

第五十六条の三 条例第七十四条の六第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分

に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 条例第七十四条の六第一項第一号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
 - イ 自動車検査証の写し
 - ロ 当該自動車が救急自動車又はへき地巡回診療の用に供されることを証する書類
- 二 条例第七十四条の六第一項第二号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
 - イ 当該自動車が、身体障害者等が取得した自動車専ら当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するものである場合にあっては、次に掲げる書類のいずれか
 - (1) 当該場合に該当することを健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類
 - (2) 当該自動車が専ら当該身体障害者等のために使用されていることを証する書類
 - ロ 当該自動車が、身体障害者等が取得した自動車専ら当該身体障害者等（条例第七十四条の六第一項第二号ハの要件に該当する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものである場合にあっては、その旨を健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類
 - ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類
- 三 条例第七十四条の六第一項第三号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
 - イ 当該自動車が、身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車専ら身体障害者等が自ら運転するものである場合又は専ら当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するものである場合にあっては、前号イ(1)又は(2)に掲げる書類
 - ロ 当該自動車が、身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車専ら当該身体障害者等（条例第七十四条の六第一項第三号ロの要件に該当する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものである場合にあっては、その旨を健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類
 - ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類
- 四 条例第七十四条の六第一項第四号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 自動車検査証の写し
- 五 条例第七十四条の六第二項各号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
 - イ 自動車検査証の写し
 - ロ 構造変更に必要な金額を証する書類
 - ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類

（条例第七十八条第一項の規則で定める場合）

- 第五十七条 条例第七十八条第一項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- 一 自動車を運行の用に供することをやめた場合
 - 二 自動車を滅失し、若しくは解体した場合（整備又は改造のため解体した場合を除く。）又は自動車としての用途を廃止した場合
 - 三 法第四百六条第三項の使用人となった場合又は使用人でないこととなった場合
 - 四 自動車の主たる定置場が県内に所在することとなった場合又は所在しないこととなった場合

（条例第七十九条第二項の申請書の添付書類）

- 第五十八条 条例第七十九条第二項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
- 一 自動車検査証の写し
 - 二 災害による被害を受けたことを市町村その他の官公署が証明した書類
 - 三 自動車の被害の状況を示す写真（道路運送車両法第十一条第一項に規定する自動車登録番号標に記載された自動車登録番号を識別できるものに限る。）
 - 四 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類
 - イ 自動車が再び運行の用に供された場合にあっては、当該運行の用に供された日を証する書類

ロ 自動車の使用の廃止がされた場合にあっては、その事実を証する書類

(条例第八十条第一項第五号の自動車)

第六十条 条例第八十条第一項第五号に規定する規則で定める自動車は、次の各号に掲げる自動車とする。

- 一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業を営む法人で次に掲げるもの又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）（政令第七条の四に規定する収益事業を行うものを除く。）が直接その本来の事業の用に供する自動車で、当該法人又は当該人格のない社団等の代表者又は管理人が所有するもの
 - イ 公益社団法人及び公益財団法人
 - ロ 社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人
- 二 防火、防犯又は交通安全活動を推進することを目的として設立された公益社団法人若しくは公益財団法人又は人格のない社団等が直接その本来の事業の用に供する自動車で、当該法人又は当該人格のない社団等の代表者又は管理人が所有するもの
- 三 結核の予防のための健康診断で知事が指定するものを実施する医療機関の設置者が所有する自動車のうち直接当該健康診断の用に供するもの
- 四 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人又は人格のない社団等が直接その本来の事業の用に供する自動車で、当該法人（イにあっては、知事が指定した法人を含む。）又は当該人格のない社団等の代表者又は管理人が所有するもの
 - イ 土地改良区
 - ロ 国民健康保険組合又は健康保険組合
 - ハ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第二項に規定するシルバー人材センター
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、公益の増進に寄与するものとして知事が指定したもの
- 五 法第百四十八条第一項に規定する者が無償で使用する自動車で、前各号に規定する法人若しくは知事が指定した法人又は人格のない社団等の代表者又は管理人が所有するもの
- 六 第一号から第四号までに規定する法人又は人格のない社団等が使用する自動車で、法第百四十八条第一項に規定する者が所有するもの

(条例第八十条第五項の申請書の添付書類)

第六十一条 条例第八十条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 条例第八十条第一項第一号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 第五十六条の三第二号に掲げる書類
- 二 条例第八十条第一項第二号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 第五十六条の三第三号に掲げる書類
- 三 条例第八十条第一項第三号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 自動車検査証の写し
- 四 条例第八十条第一項第四号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
 - イ 自動車検査証の写し
 - ロ 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十七条第一項の規定により交付された指定書の写し
 - ハ 道路交通法施行規則第三十五条の規定により千葉県公安委員会に提出した備付け自動車一覧表（同令第三十六条の規定による届出に係るものを含む。）の写し
 - ニ 自動車の前面、側面及び後面を撮影した写真
- 五 条例第八十条第一項第五号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
 - イ 自動車検査証の写し

- ロ 定款若しくは寄附行為若しくは規約若しくはこれに類するもの又は登記事項証明書
- ハ 最終の事業報告書及び事業計画書
- ニ 前条第一号に掲げる自動車にあつては、最終の収支計算書及び収支予算書
- ホ その他自動車税事務所長が必要と認める書類